

令和6年第11回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年9月10日（火） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所 2階 会議室2B、2C

3 出席委員 18名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 今 貴洋

2番 山形 浩一

3番 角田 里美

4番 宮崎 尚彦

5番 伊藤 美穂子

6番 鳴海 正

7番 外崎 高逸

8番 乗田 栄一

10番 小林 達英

11番 佐藤 善一

12番 一戸 孝志

14番 佐藤 敬道

15番 相馬 孝雄

16番 柳原 一夫

17番 白戸 裕丈

18番 中谷 徳善

欠 席

9番 石岡 雅樹

13番 工藤 昇

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第70号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第71号 農用地利用集積計画の決定について

議案第72号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

報告第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

5 閉 会

6 書 記

農業委員会金木支所

支所長 秋村 正紀

7 参 与

農業委員会事務局

局 長	一戸	武二
次 長	鈴木	秀人
係 長	山田	竜太郎
主 査	藤元	大季

農業委員会市浦支所

支所長	奈良	和之
-----	----	----

(開会時刻 午後3時)

司 会 ただ今から令和6年第11回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力を
お願い致します。

本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の出席委員数は18名であ
り、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署名者の指名ですが、私
から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、14番 佐藤 敬道 委員、15番 相馬 孝雄 委
員のご両名を指名いたします。

また、書記には秋村金木支所長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山田農地係長、藤元主査、
奈良市浦支所長をお願いいたします。

次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 令和6年8月27日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあつ
せん委員会を行い、松川 兼吾 推進委員と事務局であつせんにあたり、3
条有償移転事業2件、あおもり農業支援センター事業2件を適正に処理しま

した。

令和6年8月22日午後1時30分から、柳原 一夫 委員、松本 浩幸 推進委員、鳴海 博隆 推進委員で五所川原北地区の法務局登記官照会1件の現地調査を行いました。

議長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第70号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 1ページをご覧ください。

議案第70号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転4件、無償所有権移転5件です。2ページをご覧ください。

1番 大字藻川字光菴ほか、田3筆、合計10,779㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額1,077,900円の有償移転です。

2番 十三土佐、田5筆、合計16,736㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額3,598,240円の有償移転です。

3番 大字川山字千本、田2筆、合計706㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

4番 大字松野木字蓑捨、畑1筆、834㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

5 番 金木町中柏木鎧石、畑 1 筆 、 9,350 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 2,000,000 円の有償移転です。

6 番 大字長富字飯詰川より南ほか、田 4 1 筆 、 畑 4 筆
合計 82,503 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子への一括贈与です。

7 番 金木町嘉瀬萩元、田 1 筆 、 651 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

8 番 相内、畑 1 筆 、 627 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 50,000 円の有償移転です。

9 番 相内赤坂、畑 2 筆 、 合計 1,096 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

以上、皆様のタブレットに配信しております農地法第 3 条調査書のとおり、同法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず、全て許可相当であると判断されます。

議 長 議案第 70 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (質 問)

参 与 (回 答)

議 長 他にございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第70号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第70号について原案のとおり許可いたします。

つづきまして議案第71号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 9ページをご覧ください。

議案第71号「農用地利用集積計画の決定について」であります。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めることについて、農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定4件、所有権移転3件です。

10ページ利用権設定番号1番から3番までの3件については、皆様のタブレットに配信しております農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり、各要件を満たしております。

12ページ番号4番の一括方式1件については、一括方式による農用地利用集積計画で、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。受け手の選定については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付地が隣接している等のルールにより市農林政策課が選定しています。

13ページ所有権移転番号1番から3番までの3件については、あっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長 議案第71号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと

思います。ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (質問)

参与 (回答)

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第71号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第71号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第72号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 14ページをご覧ください。

議案第72号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。

青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会があり、現況を調査し回答したので承認を求めるものです。件数は1件です。

1番 大字飯詰字清野、田1筆、846㎡、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は雑種地です。調査の結果、碎石が敷かれ農地へ復元することが著しく困難であることから、非農地であると判断されました。

議長 議案第72号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (質問)

参与 (回答)

議 長 他にございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第72号について承認することにご異議
ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第72号について原案のとおり承認いた
します。

以上、議案第70号から議案第72号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局から
何か報告等ございませんか。

事務局 (報 告)

議 長 その他に何かございませんか。

以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。